

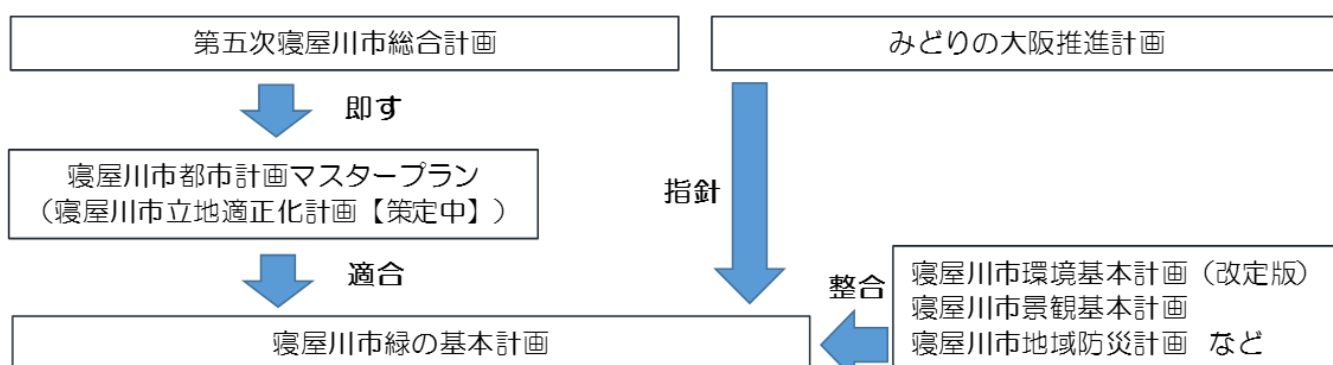
## 緑の基本計画の改定

### 1 緑の基本計画とは

#### (1) 根拠法令

都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村は「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定することができる。

#### (2) 位置づけ



#### (3) 内容

都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるもの。

主として「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定めるが、地域の実情に応じてその他事項を定めるなど、計画の充実を図ることが望ましいとされている。

### 2 緑の基本計画（現行）の概要

#### (1) 目標年次

平成 32 年度（平成 13 年 3 月の策定から概ね 20 年間）

#### (2) 計画フレーム

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| ① 対象面積                | 2,473ha（寝屋川市全域）        |
| ② 人口                  | 230,000 人（平成 32 年想定人口） |
| ③ 市街地の規模<br>（市街化区域面積） | 2,215ha（平成 32 年想定面積）   |
| ④ 人口密度                | 102.8 人/ha（②及び③により算出）  |

### (3) 計画の概要

#### ① 緑の将来像

##### 骨格的な緑地の計画と整備

淀川河川公園や寝屋川公園など市の中心的な緑をつくります

##### 水と緑のネットワークの形成

水路や生活道路などに沿って緑化をすすめます

##### 市街地緑化の計画と整備

住宅地や商店街、工場、市役所などに緑をふやします

##### 緑化重点地区の計画と整備

他地区のモデルとなるよう、協働による緑のまちづくりをすすめます

##### 水と緑の都市軸の計画と整備

寝屋川や友呂岐緑地、都)千里丘寝屋川線などを緑で結びます



緑の将来像図

## ② 緑の配置方針

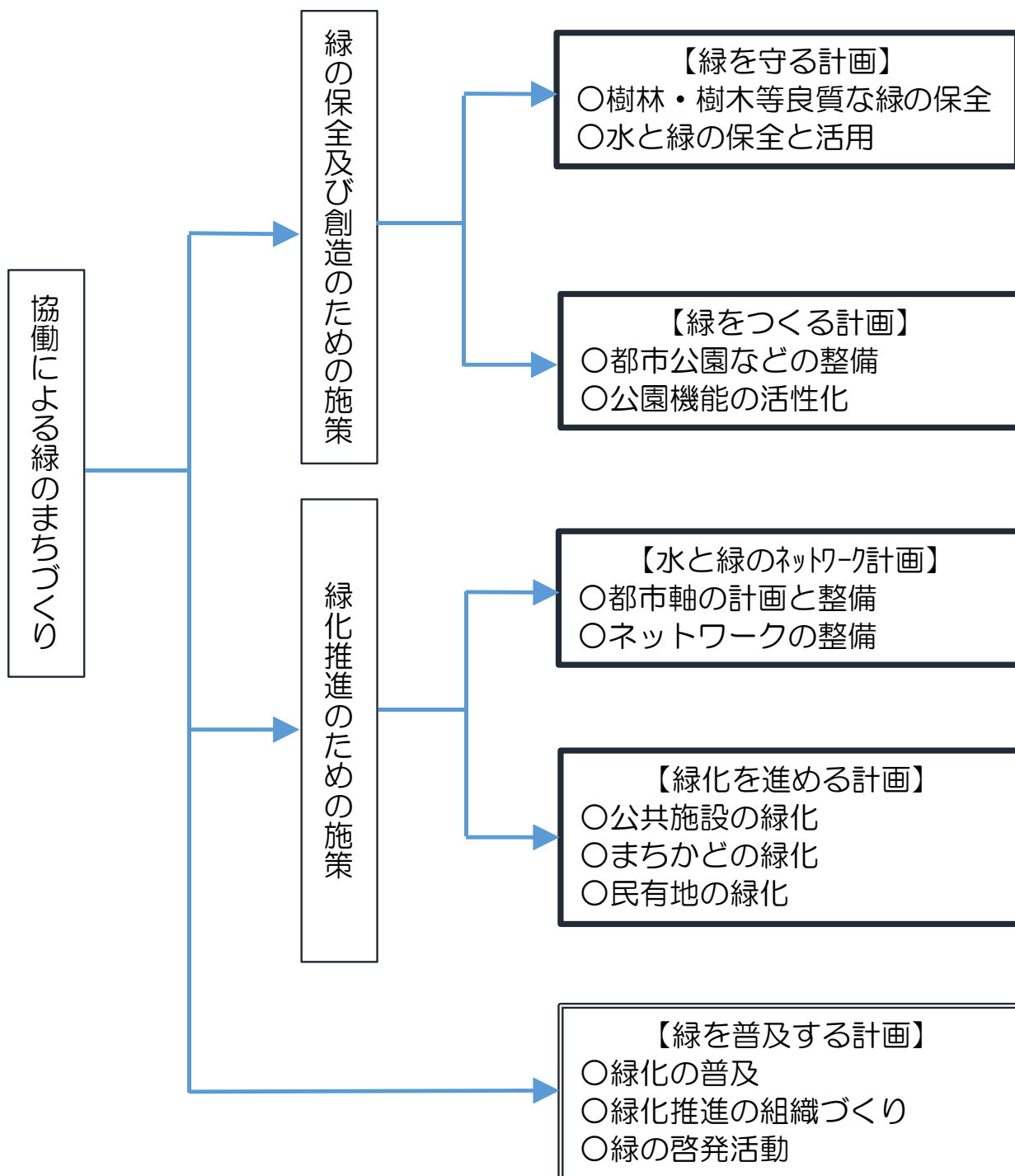
### ア 4系統別緑地の配置方針

緑地系統	配 置 方 針
環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市環境の骨格整備（河川、道路、緑地）</li> <li>樹林地、社寺林の保全</li> <li>農地、生物生息空間の保全</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
レクリエーション系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常圏、広域圏のレクリエーションの場の整備</li> <li>既存公共施設や観光農園の活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
防 災 系 統	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時避難地や避難路ネットワークの整備</li> <li>植栽等による延焼遮断機能、遊水機能の強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
景観構成系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺景観の整備</li> <li>住宅地の生垣などの緑化</li> <li>市の玄関口等におけるシンボル緑化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### イ 総合的な緑地の配置方針

将来像から見た方針	計 画
骨格的な緑地の計画と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点公園整備（淀川河川公園、寝屋川公園等）</li> <li>公共公益施設等の緑化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市街地緑化の計画と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に身近な緑地の保全、推進</li> <li>避難困難圏域等を考慮した公園整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
水と緑の都市軸の計画と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川、友呂岐緑地、第二京阪道路等を活用した環状型都市軸の整備</li> </ul>
水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>水と緑の都市軸を中心に、歴史街道や水路、生活道路によるネットワークの整備</li> </ul>
緑化重点地区の計画と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の顔となる地区や、緑が少ない地区における市民、事業者、行政が一体となった計画、整備の推進</li> </ul>

### ③ 緑地の保全、及び緑化のための施策（枠組み）



### 3 緑の基本計画（現行）の進捗状況

資料7「緑の基本計画進捗状況」のとおり

### 4 改定の背景

#### (1) 人口推計、市民意向

##### ① 人口推計

平成 29 年 4 月人口 236,758 人（住民基本台帳）

平成 52 年推計人口 199,438 人（寝屋川市人口ビジョン平成 28 年 2 月）

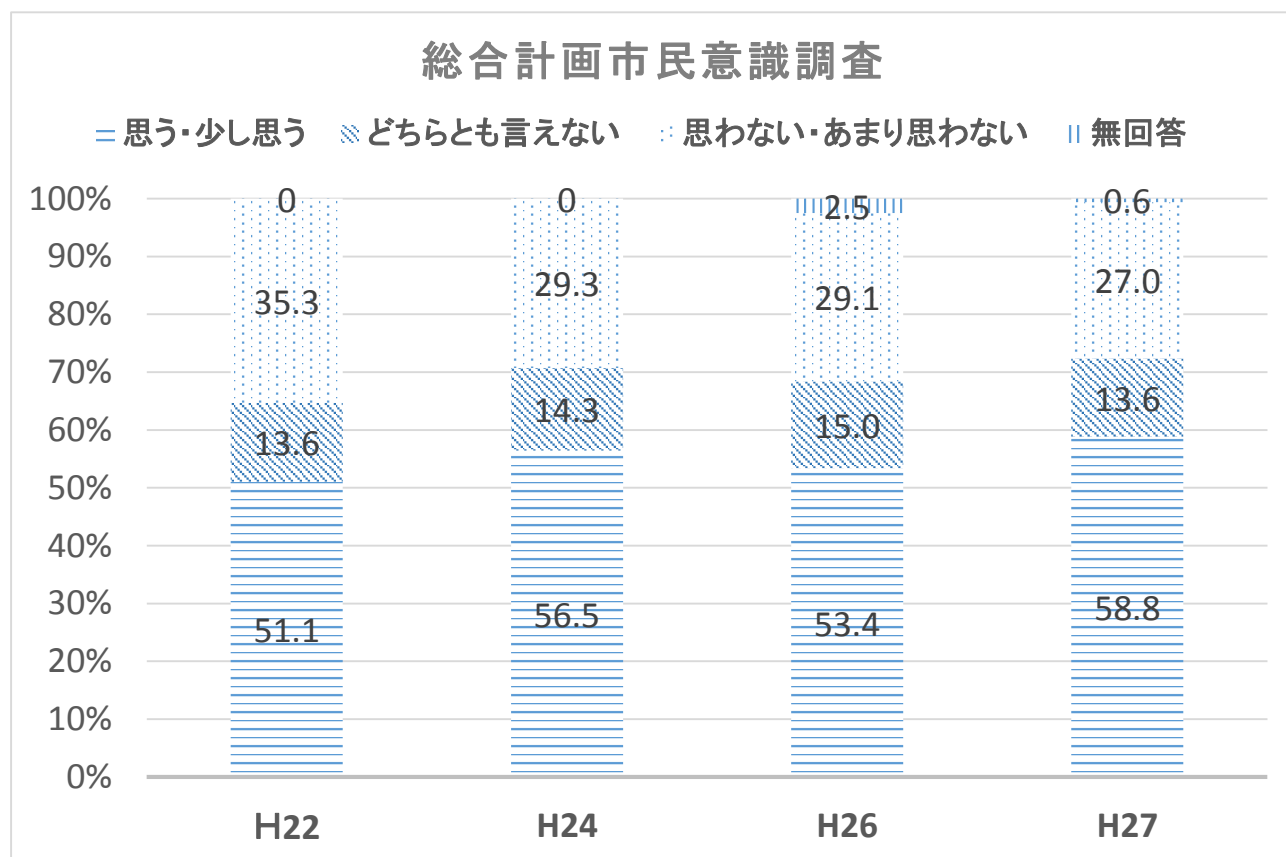
平成 52 年目標人口 200,000 人（ 〃 ）

##### ② 市民意識調査

配布数：3500 人/各年

設問：「あなたの身近に公園・緑地があると思いますか。」

	思う	少し思う	どちらとも言えない	あまり思わない	思わない	無回答	有効配布数	有効回答数	回収率
H22	22.7	28.4	13.6	19.8	15.5	-	3474	2116	60.50%
H24	26.1	30.4	14.3	18.9	10.4	-	3471	2057	58.80%
H26	22.9	30.5	15	15.8	13.3	2.5	3478	1882	54.10%
H27	26.5	32.3	13.6	15.8	11.2	0.6	3471	2290	66.00%



## (2) 近年のみどりを取り巻く動向

### ① 集約型都市構造化、緑・農の共生

ア 集約型都市構造化に向けた総合的な取り組み

イ 「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据えた「都市農業振興基本計画」が平成28年5月に策定。

ウ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」における「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（平成28年5月）」

《新たなステージに向けた重点的な戦略》

- 緑とオープンスペースによる都市のリノベーション
- 都市公園の柔軟的使用のためのプランニング・マネジメント強化
- 市民等との効果的な連携のための仕組みの充実



【都市緑地法等の一部を改正する法律】（平成29年5月公布）

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
【都市公園法等】	【都市緑地法】	【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
<p>○都市公園で<b>保育所等の設置を可能</b>に（国家戦略特区特例の一般措置化）</p> <p>○民間事業者による<b>公共還元型の収益施設の設置管理制度</b>の創設</p> <p>－収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から<b>公募選定</b></p> <p>－設置管理許可期間の<b>延伸</b>（10年→20年）、<b>建蔽率の緩和</b>等</p> <p>－<b>民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施</b></p> <p>〔(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 (予算) 広場等の整備に対する補助〕</p>  <p>▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)</p> <p>○公園内の<b>PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸</b>（10年→30年）</p> <p>○公園の活性化に関する<b>協議会の設置</b></p>	<p>○<b>民間による市民緑地の整備</b>を促す制度の創設</p> <p>－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定</p> <p>〔(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助〕</p> <p>○<b>緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</b></p> <p>－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加</p>  <p>▶ 市民緑地(イメージ)</p>	<p>○生産緑地地区の一律500㎡の<b>面積要件</b>を市区町村が<b>条例で引下げ可能</b>に(300㎡を下限)</p> <p>〔(税) 現行の税制特例を適用〕</p> <p>○生産緑地地区内で<b>直売所、農家レストラン等の設置を可能</b>に</p>  <p>▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> <p>○<b>新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設</b>（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）</p>

### 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】
- －**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

## ② 環境問題や安全・安心なまちづくり

- ア 地球規模での温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題の顕在化
- イ 阪神淡路大震災、東日本大震災の発生
- ウ 近年における短時間集中豪雨の多発

## ③ 生物多様性の確保

- ア 平成 22 年に本国で開催された「生物多様性条約の締約国会議」において、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であるとの認識がなされた。
- イ 都市緑地法運用指針改正（平成 23 年 10 月）により、緑の基本計画改定時において「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を参照するよう示唆。

## ④ 関連計画等

- ア みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月）
  - a. 2025 年までに、府域面積の約 4 割以上の緑地面積を確保
  - b. 市街化区域の緑被率を 20%（現況 H14：14%の 1.5 倍）確保
  - c. 府域にみどりがあると感じる府民の割合を約 5 割から 8 割
  - b. 従来の施設緑地と地域性緑地の枠組みに捉われず、セミパブリック空間における府民・行政・事業者が一体となった緑化施策を推進
- イ 「都市公園法運用指針（平成 25 年 4 月）」
  - a. 住区基幹公園について誘致距離の数値表示を行わない旨示唆された。  
【参考】街区：250m、近隣：500m、地区：1km
  - b. 一人当たり公園面積 10 m<sup>2</sup>以上（市街地は 5 m<sup>2</sup>以上）を参酌すべき基準
  - c. 大阪府では、平成 24 年に都市公園条例を改定し、府民一人当たりの公園面積を 10 m<sup>2</sup>/人から 5 m<sup>2</sup>/人以上に下方修正  
【参考】本市では、10 m<sup>2</sup>/人（市街地は 5 m<sup>2</sup>/人）と条例に規定

## ウ 都市計画公園緑地の見直し検討

### a. 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年 3 月）

都市計画公園緑地だけでなく、施設緑地や地域性緑地等を一体的に評価する仕組みづくり（みどりの大阪推進計画）を踏まえ、建築制限の長期化への対応、説明責任の明確化などを行うため、民有地を含む長期未着手の公園・緑地（寝屋川公園他 10 公園）を対象に実施中

### b. 都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（平成 25 年 6 月）

大枠的には「府営公園見直し基本方針」の考え方に準じた上で、各市町村における緑地の現状や、今後の緑化施策の方向性などを十分に踏まえた上で、必要に応じてカスタマイズし、見直しを実施する予定



## 5 緑の基本計画改定の目的

- (1) 人口減少を見据えた取り組みにおいて、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、更なる市民意識の向上を目指したみどりづくりを推進
- (2) コンパクトシティや都市と緑・農が共生する都市の実現を目指した取り組みにおいて、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布・施行などに伴い、戦略的な緑・オープンスペース政策を推進
- (3) 「環境問題や安全・安心なまちづくり」において、「環境問題の顕在化」や、様々な災害に対応する防災機能の強化を推進
- (4) 生物多様性確保に向けた取り組みを推進
- (5) 大阪府において「みどりの大阪推進計画」が策定され、施設緑地と地域性緑地を一体的に評価する仕組みづくりが進められる中で、住区基幹公園の誘致距離が廃止されるとともに、一人当たり公園面積が参酌基準とされるなど、みどりづくりに係る考え方について、地域特性に応じた都市公園等の弾力的運用を推進
- (6) 大阪府において、市町村公園についても、「建築制限の長期化への対応」や、「説明責任の明確化」などを目的に、見直すべき方向性が示唆されたことを受けて、必要に応じた都市計画変更を推進

## 6 今後のスケジュール

実施時期	内容
平成 29 年 9 月初旬～	みどりに関するアンケートの実施（市民、事業者）
平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月	基礎調査（現計画の評価、現状整理など）、骨子の策定
平成 30 年 4 月～	目標設定、緑化施策・重点項目（アクションプラン）
平成 31 年 3 月	緑の基本計画の改定